

令和元年度

第9回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和元年12月6日（金） 午前10時00分～

場 所 庄原市ふれあいセンター

議案1 農地法第3条の規定による許可について

議案2 農用地利用集積計画（12月27日公告）の決定
及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案3 農地法第5条の規定による許可について

議案4 非農地証明申請について

議案5 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積及び
区域の指定について

議案6 「農地法関係事務処理ガイドライン」の改正について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

戸井推進委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司		○	出張所長	石田 泰清		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	石田豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

農地係長：ただ今より、令和元年度第9回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 24 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。4番原田委員、5番堀江委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号33から46について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁))：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 33 から 46 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条の規定による許可について」受付番号 33 から 46 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画（12 月 27 日公告）の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和元年 11 月期の申出分については、別紙「令和元年 12 月 27 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

6 番木村委員 現況地積の方が登記地積より大きいところがあるが間違いでないか。

事務局：地籍調査が行われておらず、今回現況が畑の部分を測量したところ登記簿より大きかったことによる。

7 番三吉委員：山林の一部である現況が畑のものが今回示されているが農振農用地区域であることを再確認しておいてください。

議 長：その他ありませんか。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画原案の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第3「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号36から37について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号36

位 置 等：説明資料の5ページと6ページに記載

転用事由：一般住宅

資金計画：自己資金及び借入資金

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要な都市計画区域の用途地域内

受付番号37

位 置 等：説明資料の7ページと8ページに記載

転用事由：駐車場

資金計画：全額自己資金

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要な都市計画区域の用途地域内

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議長：ないようですので採決にはいります。受付番号36、37については、一括で採決をしたいと思いますがこれにご異議がございませんか。

(なしの声あり)

議長：それでは受付番号36、37について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員決定されました。

議 長：続きまして、議案第4「非農地証明について」を上程します。受付番号38から47について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号38

位置等：説明資料の5ページと9、10ページに記載

潰廃事由：平成10年頃から管理者であった父が高齢となり耕作ができなくなった。父が死亡後は管理ができていない。

現地確認：現地は、一筆は杉が植生し、その他の筆は低木雑草が繁茂し農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号 39

位置等：説明資料の 5 ページと 11 ページに記載

潰廃事由：亡き夫が、2 筆については、平成 10 年頃整地し宅地と一体利用、残りの 2 筆は昭和 58 年頃事務所を建設し、いずれも手続きができていなかった。

現地確認：現地は、2 筆については隣接する宅地の庭、残りの 2 筆には建物が建っており農地として復旧するのは困難で非農地と確認

受付番号 40

位置等：説明資料の 5 ページと 12 ページに記載

潰廃事由：自分で耕作できず荒れていき現在原野となっている。

現地確認：現地は、笹、雑草が繁茂した原野で農地としての復元も困難で非農地と確認

受付番号 41

位置等：説明資料の 5 ページから 13 ページに記載

潰廃事由：平成 5 年頃の付近の工事の際、架設道として一部舗装され利用された頃から耕作がなく、景観上の管理だけ行っている。

現地確認：現地は、一部舗装がなされ、道路とフラットで離合場所等として利用されるような雑種地で今後も農地として利用される見込みもないことから非農地と確認

受付番号 42

位置等：説明資料の 5 ページから 14 ページに記載

潰廃事由：昭和 46 年に保健所の許可を受け墓地としたが地目の変更ができていなかった。

現地確認：事務局で許可の記録を探したがなく、非農地証明申請とされた。現地は、墓地として利用されており復元も困難で非農地と確認

受付番号 43

位置等：説明資料の 5 ページから 15 ページに記載

潰廃事由：立地条件が悪く谷底や斜面で耕作困難な場所にあり平成 20 年頃から耕作を放棄しており原野化した。

現地確認：現地は、低木、雑草が繁茂し農地としての復元は困難で非農地と確認

受付番号 45

位置等：説明資料の 5 ページから 16 ページに記載

潰廃事由：昭和 55 年頃母屋と納屋の間に位置し宅地と一体利用してきた。

現地確認：現地は、長年踏み固められ碎石も入っており農地として復元は困難で非農地と確認

受付番号 46

位置等：説明資料の 17 ページから 18 ページに記載

潰廃事由：昭和 60 年頃に耕作者である父が病気になり耕作条件の悪い農地の耕作を止めたため現在は原野になっている。

現地確認：現地は、雑草、雑木が繁茂する原野となっており農地として復元は困難で非農地と確認

受付番号 47

位置等：説明資料の 19 ページから 20 ページに記載

潰廃事由：2 筆は平成 2 年頃宅地への車の進入路とし、もう 1 筆は平成 10 年頃から耕作しておらず原野となっている。

現地確認：現地は、2 筆は宅地への進入路とされ、また、1 筆は雑木が生えた原野となっており農地と

して復元は困難で非農地と確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

議 長：非農地証明について、受付番号 38 から 47 について、これを一括で採択したいと思いますですがこれにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですから受付番号 38 から 47 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 5 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積及び区域の指定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)
具体的な指定地域は議案、詳細資料のとおりです。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積及び区域の指定」について提案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 6 号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)
「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について (令和元年 11 月 1 日付広島県農林水産局就農支援課長通知)」による改正内容を説明。庄原市の基準もこれに準拠することを説明

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」について事務局提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：つづいて会長報告を行います。

- 11月16日 県北の秋のみのを食べる会
- 11月17日 食育ポスター表彰式
- 11月18日 広島県農業会議 常任委員会
- 11月21～22日 中国四国ブロック女性農業委員広島県大会
- 11月21日 東広島市長を訪問（女性農業委員の登用促進について）
- 11月25日 呉市長を訪問（女性農業委員の登用促進について）
- 11月27～28日 全国会長大会
- 12月2日 北部ブロック委員研修会
- 12月5日 研修会の福山会場にて庄原の取り組みの報告

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

（農地係長が、その他事項について説明）

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

（なしの声あり）

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。（午後2時37分）

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和元年12月6日

議 長

(道下和子)

4番委員

(原田實夫)

5番委員

(堀江唯雄)
